

被災建築物

第26号

令和5年12月21日

応急危険度判定

〇Q通信

目次

被災建築物応急危険度判定マニュアルの追補版について

全国被災建築物応急危険度判定協議会 事務局 1

地震コーナー 令和5年奥能登地震における応急危険度判定

石川県土木部建築住宅課 3

情報コーナー 埼玉県における応急危険度判定士参集マッチングシステムについて

埼玉県都市整備部建築安全課 5

情報コーナー 判定士の資格要件について

全国被災建築物応急危険度判定協議会 事務局 7

被災建築物応急危険度判定マニュアルの追補版について

全国被災建築物応急危険度判定協議会 事務局

1. はじめに

平成3年（1991年）2月に応急危険度判定、被災度区分判定及び復旧技術をまとめた「震災建築物の被災度判定基準および復旧技術指針」（発行：日本建築防災協会（建防協））を発行しました。その後、応急危険度判定については、兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）等での実施体験を踏まえ、応急危険度判定が迅速かつ適切に行えるよう平成10年（1998年）に「被災建築物応急危険度判定マニュアル」（発行：全国被災建築物応急危険度判定協議会、建防協）が作成されました。この判定マニュアルの検討では、国土交通省（当時：建設省）の主導により設立された全国協議会も加わりました。

2. マニュアルの適用範囲

この判定マニュアルは、木造、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の通常の建築物の余震等に対する危険度を判定する方法を取りまとめており、在来の通常構法によっていない建築物については適用範囲外となっています。具体的には建築物の高さが10階程度以上の高層建築物や大スパン構造等があたります。

構造モニタリングシステム（SHM）の判定手法を活用すれば、適用範囲外となっていた10階程度以上の高層建築物についても部分的に応急危険度判定を実施できるように、令和3年（2021年）、「構造モニタリングシステムの判定手法を活用した応急危険度判定」の方法を判定マニュアルに追補版として、追記することといたしました。

3. マニュアルの追補版

令和3年度に承認された追補については、次の通りです。

【被災建築物応急危険度判定マニュアル 追補】

構造モニタリングシステムの判定手法を活用した応急危険度判定の実施について

「応急危険度判定基準に基づく構造モニタリングシステム技術評価要綱」（評価要綱）^{※1}に基づき技術評価を受けたSHMが設置され、当該システムにより地震による判定結果が「KA」（構造躯体に関する危険度がAランク）と判定された建築物に対して被災建築物応急危険度判定を行う場合、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」（以下、「判定マニュアル」という。）P11～13の応急危険度判定

調査表において、図1に示す部分の項目をAランクと判定することができる。

SHMの判定手法を活用した上で、「KA」と判定された建築物の場合においては、構造躯体部分の被災程度は小さいと考えられ使用可能と判断できる。最終的な応急危険度判定の判断にあたっては、次の条件を満足することで、「調査済（緑）」判定することができる。また、構造躯体部分の被災程度についても目視調査により、明らかに「Aランク」ではないと判断される場合は、目視調査結果を優先すること。また、判定マニュアルのP3において適用範囲外とされている建築物の高さが10階程度以上の高層建築物、在来の通常構法によっていない建築物^{※2}についても、SHMの判定手法を活用することにより被災建築物応急危険度判定の適用範囲とする。

なお、SHMを用いた場合は、調査表のコメント欄にそのことを記載する。（例、判定結果が「KA」の場合はコメント欄に「SHM：KA」と記載するなど）

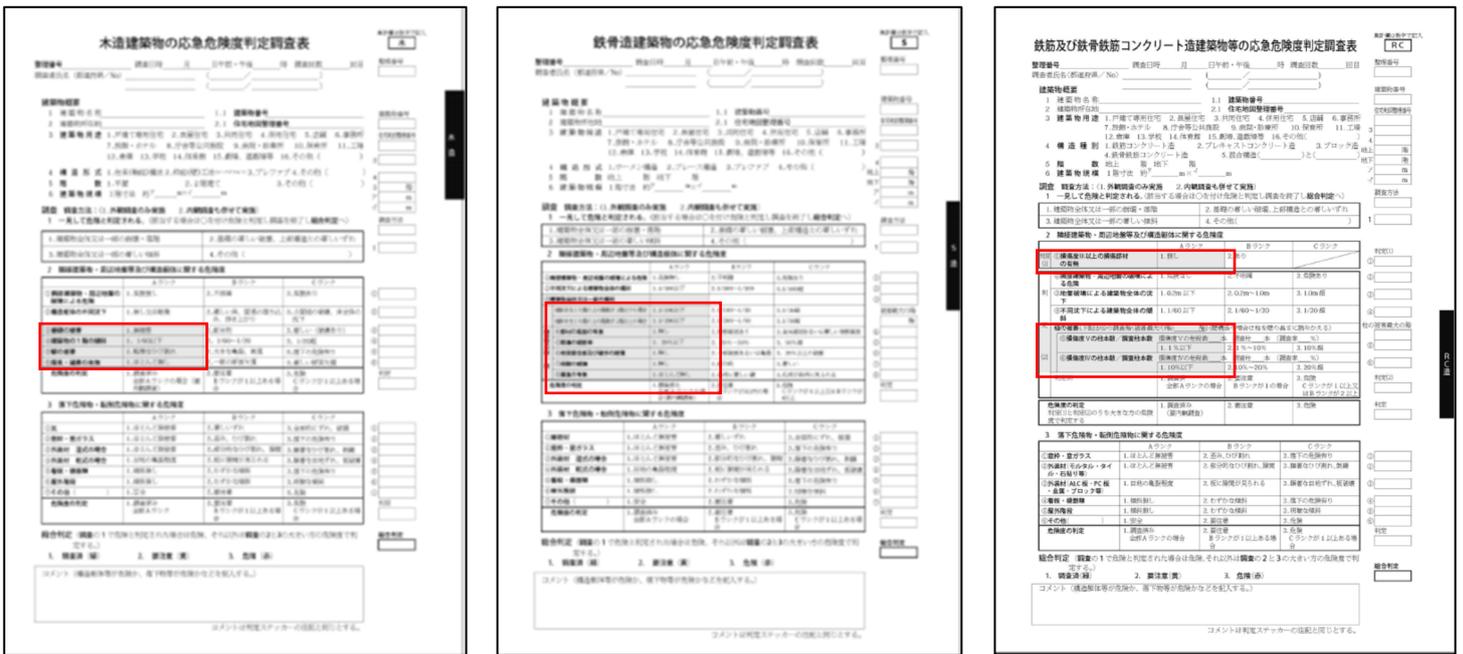
○ SHMを活用して「調査済（緑）」と判定を行う場合の条件

- ・隣接建物・周辺地盤の破壊による危険、落下危険物・転倒危険物に関する危険度など SHMによる判定対象外となっている項目について調査し、Aランクと判断できること。
- ・10階程度以上の高層建築物、在来の通常構法によっていない建築物にあつては、応急危険度判定調査表の2隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度については、それぞれ以下のとおりであること。
 - ・鉄骨造建築物の、②不同沈下による建築物全体の傾斜は「無し又は軽微」であること。
 - ・鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の、③地盤破壊による建物全体の沈下及び④不同沈下による建築物全体の傾斜は「無し又は軽微」であること。

※1：応急危険度判定基準に基づく構造モニタリングシステム技術評価要綱

www.kenchiku-bosai.or.jp/files/2021/10/02-2_outline.pdf

※2：※1に合致している場合に限る



(a) 木造

(b) 鉄骨造

(c) RC造等

図1 応急危険度判定調査表

□の部分：SHMの判定結果が「KA」の場合、この構造躯体に関する危険度をAランクとすることができる。

4. さいごに

このSHM判定結果については、データ等での処理、判定結果が今後、多大になることから、建築研究所において開発されたシステム（OQサーバ）で、処理、集約し活用することとしております。このOQサーバについて、

現在、運用のための操作等のマニュアルの整備を全国協議会の運用部会で検討しています。SHMを多くの建築物に設置することで、被災者の避難所生活が減少または短くなることが想定され、SHMの設置が、応急危険度判定活動の円滑化に貢献することを期待しています。

1. はじめに

令和5年5月5日、石川県能登地方を震源とする最大震度6強を観測する地震が発生しました。

県内では平成19年3月25日の能登半島地震以来、約16年ぶりとなる判定活動が行いました。

2. 地震の概要

①5月5日14時42分発生地震

- 震源 石川県能登半島沖（震源の深さ約12km）
- 規模 マグニチュード6.5
- 県内の震度（震度4以上が観測された市町）
 [震度6強] 珠洲市 [震度5強] 能登町
 [震度5弱] 輪島市
 [震度4] 金沢市、七尾市、小松市、羽咋市、かほく市、能美市、志賀町、中能登町、穴水町

②5月5日21時58分発生地震

- 震源 石川県能登半島沖（震源の深さ約14km）
- 規模 マグニチュード5.9
- 県内の震度（震度4以上が観測された市町）
 [震度5強] 珠洲市
 [震度5弱] 能登町
 [震度4] 七尾市、輪島市、穴水町

3. 被害状況 (R5.7.3 石川県危機管理監室)

- 人的被害：死者1名、重傷2名、軽傷45名
- 住家被害：全壊38棟、半壊263棟、一部破損1,384棟

4. 被災建築物応急危険度判定の実施状況

県は、発災後ただちに支援本部を設置し、珠洲市からの要請を受け、5月6日から5月11日までの6日間で2,717棟を判定しました。



図1 震度分布 (出展：気象庁)

判定結果は「危険」が361棟、「要注意」が689棟、「調査済」が1,667棟となりました。

判定期間：5月6日～11日（6日間）

判定地区：珠洲市（鶴飼、飯田、正院 他）

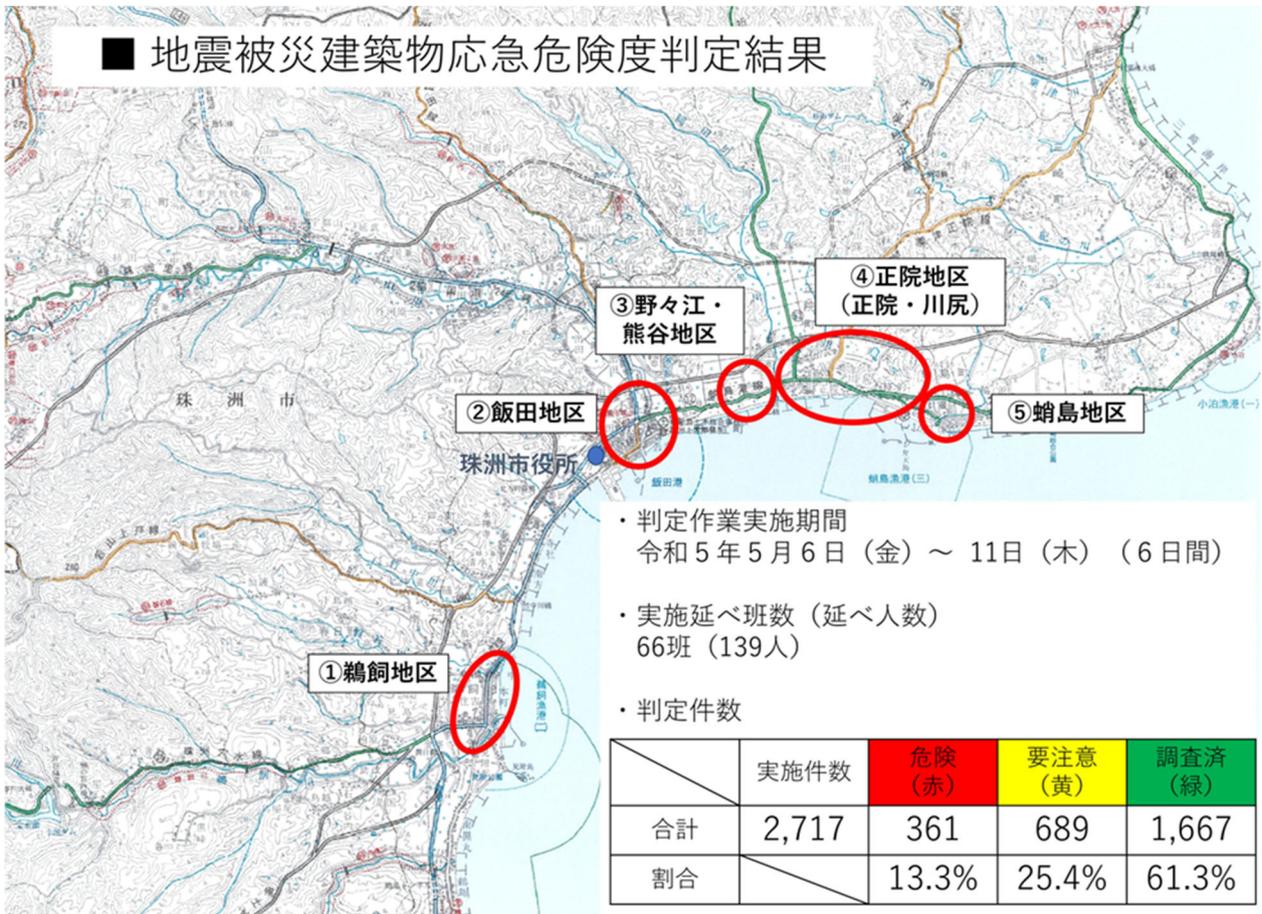
判定士数：48名（延べ66班、139名）

- 県判定士：22名 市町判定士：17名
- 他県判定士 なし
- 民間判定士 なし

日別判定結果

月日		実施件数	危険 (赤)	要注意 (黄)	調査済 (緑)	班数	人数
第1次	5/6(土) 曇	421	52	88	281	10	20
	5/7(日) 雨	509	87	125	297	12	26
	5/8(月) 曇	547	92	123	332	12	26
第2次	5/9(火) 晴	270	18	62	190	10	21
	5/10(水) 晴	486	49	140	297	10	21
	5/11(木) 晴	484	63	151	270	12	25
合計		2,717	361	689	1,667	66	139

■ 地震被災建築物応急危険度判定結果



5. 実施本部及び支援本部の動き

今回被災した珠洲市は、建築職員が少なく、支援本部である県庁からも距離があるため、県は発災当日から職員を派遣し、被害状況の調査や、実施本部の立ち上げについて協力しました。

また、実施本部は本来珠洲市の業務ですが、珠洲市では、住民からの問い合わせ対応や避難所の準備、ブルーシートの手配などに追われている状況であったため、県の職員が代わりに業務を行いました。

発災から判定開始までのおおまかな流れについては、「初動タイムライン」にて示します。

6. 判定活動の振り返り

(1) 判定活動を迅速に実施できた要因

- ・県内外で判定の実績があったことが考えられます。判定活動経験のある職員が多数おり、特に平成19年の能登半島地震での経験が大きかったといえます。
- ・震度5以上の地震が発生した場合、全職員が登庁することになっており、発災後すぐに対応することができました。
- ・地震発生直後、近隣にいた県職員が被災状況を確認できました。そのまま現地にとどまり、実施本部の指揮にあたりました。

(2) 工夫した点

- ・スムーズに判定活動を行えるよう、各班の活動場所をできるだけ前日と同じエリアとする割り振りをしました。
- ・作業用データの保存先としてグーグルドライブを活用し、写真、地図、報告書等のデータの一元管理を行いました。それにより、判定士、実施本部(珠洲市)、支援本部(県)間において、円滑な情報共有が可能となりました。
- ・判定実施期間は天候も良く、近くのコンビニや公衆トイレなどを利用することができたため、女性の判定士(県職員)にも判定作業を行っていただきました。

(3) 反省点

- ・判定初日の実施本部は、準備期間が少なく、体制が万全でない状態で判定作業を始めたため、調査表に記載すべき内容をよく検討できていませんでした。
- ・判定作業を早く効率的に行うことを優先して、地番や建物名称の記載を省略した結果、判定後にデータ整理をする際、調査表と住宅地図の突合が分かりにくく苦勞しました。

(想定では、判定士が手持ちの住宅地図にナンバリングしているため、調査表の番号と突合することで判定場所の特定ができると判断していたのですが、ナンバリ

ングした住宅地図が回収できなかったり、調査表へのナンバリングの仕方が間違っている事例もありました。）

- 赤ステッカーで危険判定となった場合に、写真を撮るよう最初に指示できませんでした。（今回は2日目から周知して対応することができました。判定後に判定結果のデータ整理をする際、被害状況の写真は必要です。）

6. おわりに

今回の判定活動では、他県や民間判定士の支援要請は行いませんでしたが、関係機関の協力を得て判定業務を終了することができました。

今後とも、迅速かつ的確に判定業務を実施できるよう、平時から連絡体制の確認や講習会によるスキルアップなどを実施していきたいと考えております。

初動タイムライン

日付	珠洲市(実施本部)	県庁(支援本部)
5/5 (金)	14:42 地震発生(珠洲市 震度6強)	
	15:00 能登方面被害状況の確認(1名) 珠洲市鶴岡、正院で被害あり	(職員順次登庁) 16:00 応急危険度判定の仮準備開始 県及び市町判定士の確保等
	17:00 珠洲市役所で被害情報を確認 応急危険度判定の有無の検討	16:30 現地支援員を珠洲市に派遣(2名)
	18:00 応急危険度判定実施の決定 県に支援要請	18:00 珠洲市からの支援要請受諾
	18:30 応急危険度判定の準備 県庁より現地支援員到着(2名)	20:00 第1次判定士へ詳細連絡
	21:30 実施本部の準備終了	
	0:00 現地支援員が県庁帰着(3名)	0:00 判定資機材の積込完了
5/6 (土)	6:30 実施本部員が県庁出発(3名)	
	8:30 実施本部設営	7:30 判定士(20名) 県庁出発 資機材運搬
	10:00 判定士及び資機材到着、 判定作業の説明	
	10:30 判定開始	

情報コーナー 埼玉県における応急危険度判定士参集マッチングシステムについて

埼玉県都市整備部建築安全課

1. 開発経緯・目的

埼玉県では令和4年度より被災建築物応急危険度判定士参集マッチングシステム（以下、「マッチングシステム」または「システム」）の運用を始めています。

地震発災後、余震による二次被害を出さないためには早急に応急危険度判定活動を実施する必要がありますが、現行の判定士招集方法では判定士への連絡や参加可否の集計などの膨大な作業を、発災直後の混乱した状況下において電話やFAX等を用いて行わなければなりません。そこで、判定を行う実施本部からの参集支援要請と判定士の参集希望を直に結びつけるシステムを構築することで、全国からの応援体制が整う前に、県内の判定士による判定活動が円滑に開始できる

こと等を目的とし、開発に至りました。

また、判定士は参加調整の煩雑さなどから、原則3日連続で判定活動に参加いただきますが、本システムを用いた場合システムが参加調整を行うので、1日単位で参集希望の登録が可能です。さらに、活動を希望する地域を判定士が自ら選択することができるため、参集先に判定士の意向が的確に反映されます。これにより、県内で行われる判定活動における参加判定士数の増加を目指しています。

2. マッチングシステムの概要

マッチングシステムは県が管理するクラウド上に構築しており、「判定士用ページ」「実施本部（市町村）用ページ」

「支援本部（埼玉県）用ページ」に分かれています。市町村及び判定士はPC やスマートフォンからインターネット接続によりアクセスして使用します。

実施本部は判定実施計画を基に支援要請をシステムに登録し、判定士はシステムにログインし登録要請内容から選択して参集希望登録を行います。システムが支援要請と参集希望を自動でマッチングします。マッチング結果はシステム上で確認できます。（図1）

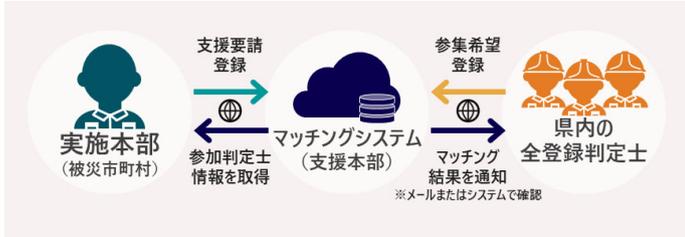


図1 システムの構成

県で管理している有効判定士名簿のCSV データをアップロードすることによりシステムに判定士情報を登録します。判定士のログインには判定士登録番号と生年月日を使用します。

システムでは判定士が登録した「判定活動用メール」と「情報配信用メール」の2つのメールアドレスを利用します。このうち、判定活動用メールは参集希望登録を行う際にメールアドレスの登録が必須となり、参集希望登録結果の通知や実施本部からの緊急連絡受信に使用するため、判定活動時に携帯するスマートフォン等で使用できるメールアドレスの登録を推奨しています。情報配信用メールは県からのお知らせなどに利用します。これら2つのメールアドレスは同一のものでも異なるものでもよいこととしています。



図2 判定士用ログインページとトップページ

支援要請がある場合はトップページに「参集希望日登録」

メニューが表示されます。判定士は登録されている支援要請情報を確認し、希望する場所、日時を選択（複数選択可）し、「参加可能」欄にチェックを入れて登録します。その後マッチングが行われ、結果が通知されます。判定士はマッチングした支援要請内容に基づき参集し、判定活動を行います。



図3 参集希望登録ページと支援要請情報詳細（市実施の連絡訓練の例）

3. マッチングシステムによる県内一斉参集連絡訓練の結果

令和5年2月28日から3月10日にシステムを用いた県内一斉参集連絡訓練を実施しました。県内の地域毎に被災想定市（実施本部）を設定し、4市が参集支援要請登録を行い、県内判定士が期間中に任意の日時の参集希望登録を行うという方法で行いました。

各実施本部が設定した支援要請登録受入人数のうち、判定士の参集希望登録者数の割合は合計で26.5%と低く、支援要請を満足するものではありませんでした。また、訓練参加者数も有効判定士のうち6.5%の419名と非常に低く、被災時のシステム運用への不安が残る結果となりました。（表1）

表1 訓練参加者数（職種別）

	有効判定士数※	参加判定士数	参加率
国等	196	3	1.5%
埼玉県	298	44	14.8%
市町村	1,733	204	11.8%
他自治体	7	0	0.0%
民間	4,178	168	4.0%
合計	6,412	419	6.5%

※R5.1.20 時点有効者 + 第4回新規登録者

4. 課題と今後の展望

被災時に判定活動を円滑に実施するためには、まずは訓練の参加率を向上させる必要があります。

参加率が低かった理由としては、以下のことが複合していると考えられます。

- ・システムの周知不足
- ・判定士がスマートフォン等の操作に苦慮している
- ・訓練通知の不達
- ・判定士登録情報が未更新（郵送による周知方法しか無い）

以上のこと踏まえ、システム上の課題としては、

- ・システムの操作性改善
 - ・判定士の最新の連絡先（メールアドレス等）の取得
 - ・判定士に情報が正確に届くスキームの構築
- 等が挙げられます。

これらの課題解決のため、段階的なシステム改修を検討しています。今年度は、取得した判定士の連絡先（メールアドレス等）の管理方法を変更し、これまで年1回求めていた連絡先の再登録を求めないこととしました。今後はメール不達者に対してのみ、連絡先の再登録を要請する運用とします。

また、現在のシステムは県内の判定活動だけに対応していますが、県外への広域支援についても参集希望登録できるよう機能追加を行います。

さらに、次年度以降には

- ・ログイン方法の改修
 - ・判定士名簿管理機能の追加
 - ・市町村から地元判定士への情報配信機能の追加
- 等を計画しています。

5. おわりに

この通信を読まれている埼玉県の判定士の皆様は、発災時に備えてマッチングシステムに最新のメールアドレスを登録するとともに、情報ページの確認をお願いいたします。

また、応急危険度判定の仕組みとマッチングシステムの操作説明について動画を作成しましたので、ぜひご覧ください。（どなたでもご覧いただけます。）



<https://youtu.be/mwSR9Com4yw>

図4 システム操作説明動画へのリンク

情報コーナー 判定士の資格要件について

全国被災建築物応急危険度判定協議会 事務局

応急危険度判定士の認定（登録）については、次表の必要資格保有者が各都道府県での講習を受講する必要があります。是非、応急危険度判定士になって、震災時にご協力下さい。

なお、認定（登録）及び認定後の更新、取消（返納）等については、各都道府県へお問い合わせください。

（令和3年10月調査）

都道府県	必要資格												問い合わせ先			
	建築士				建築基準適合判定資格者	H10年建築基準法改正前の建築主事資格検定合格者	行政職員			建築物調査員（建築法第12条規定）	建築施工管理技士		建築に関する教職員等	左記以外	担当部課	TEL
	一級	二級	木造	左記の試験の合格者			職種問わず	建築に限る	土木に限る		一級	二級				
北海道	○	○	○										×	※1	建設部住宅局建築指導課	011-204-5097
青森県	○	○	○	×			○	×	×		○	○	×		県土整備部建築住宅課	017-734-9693
岩手県	○	○	○	○	○			○							県土整備部建築住宅課	019-629-5937
宮城県	○	○	○	○	○	×	○	×	×	○	×	×	×		土木部建築宅地課	022-211-3245
秋田県	○	○	○	×	×	×	○			○	×	×	×		建設部建築住宅課	018-860-2565
山形県	○	○	○	×	○	○	○	×	×	×	×	×	×	なし	県土整備部建築住宅課	023-630-2640
福島県	○	○	○	×	×	×	○	○	○	×	×	×	×	※2	土木部建築指導課	024-521-7523

都道府県	必要資格														問い合わせ先	
	建築士				建築基準適合判定資格者	H10年建築基準法改正前の建築主事資格検定合格者	行政職員			建築物調査員(建築法第12条規定)	建築施工管理技士		建築に関する教職員等	左記以外	担当部課	TEL
	一級	二級	木造	左記の試験の合格者			職種問わず	建築に限る	土木に限る		一級	二級				
茨城県	○	○	○	×	○	×	○	×	×	○	×	×	×	特になし	土木部都市局建築指導課	029-301-4716
栃木県	○	○	○	○	○	○		○	○	×	○	○	×		県土整備部建築課	028-623-2512
群馬県	○	○	○	○			○	○			○	○			県土整備部建築課	027-226-3708
埼玉県	○	○	○	○	○	○	×	○	×	○	○	×	×		都市整備部建築安全課	048-830-5527
千葉県	○	○	○	×	○	○	○	○	○	×	×	×	×		県土整備部都市整備局建築指導課	043-223-3184
東京都	○	○	○	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×		都市整備局市街地建設部建築企画課	03-5388-3362
神奈川県	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	×	×	×	—	県土整備局建築住宅部建築安全課	045-210-6257
新潟県	○	○	○	×	×	×	×	○	○	×	×	×	×	※2	土木部都市局建築住宅課	025-280-5441
富山県	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	なし	土木部建築住宅課	076-444-3356
石川県	○	○	○	×	×	×	×	○	○	×	×	×	×	-	土木部建築住宅課	076-225-1778
福井県	○	○	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	※3	土木部建築住宅課	0776-20-0506
山梨県	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		県土整備部建築住宅課	055-223-1735
長野県	○	○	○	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	—	建設部建築住宅課	026-235-7335
岐阜県	○	○	○	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	なし	都市建設部建築指導課	058-272-8813
静岡県	○	○	○	×	×	×	○	○	○	×	○	×	×		くらし・環境部建築住宅局建築安全推進課	054-221-3076
愛知県	○	○	○	×	×	×	○	×	×	×	○	×	×		建築局公共建築部住宅計画課	052-954-6549
三重県	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○	×	×		県土整備部建築開発課	059-224-2752
滋賀県	○	○	○	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×		土木交通部建築課建築指導室	077-528-4262
京都府	○	○	○	○	○	○	×	○	×	○	×	×	×		建設交通部建築指導課	075-414-5349
大阪府	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	建築構造系講を担当する教授、准教授、講師助	※4	都市整備部事業調整室都市防災課	06-6210-9716
兵庫県	○	○	○	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	県土整備部住宅建築局建築指導課	078-362-4340
奈良県	○	○	○	○	○	○	○								県土マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課	0742-27-7561
和歌山県	○	○	○	×	○	×	○	○	○	○	×	×	×	-	県土整備部都市住宅局建築住宅課	073-441-3184
鳥取県	○	○	○	○	○	○	○				○	○			生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課	0857-26-7391
島根県	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	○	○			土木部建築住宅課建築物安全推進室	0852-22-5219
岡山県	○	○	○	×	×	×		○		×	×	×			土木部都市局建築指導課	086-226-7504
広島県	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×		土木建築局建築課	082-513-4159
山口県	○	○	○	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	—	土木建設部建築指導課	083-933-3835
徳島県	○	○	○	×	×	×	×	○	○	×	×	×	×	特になし	県土整備部住宅課建築指導室	088-621-2613
香川県	○	○	○					○							土木部建築指導課	087-832-3560
愛媛県	○	○	○	×	×	×	×	○	×	×	○	○	×	×	土木部道路都市局建築住宅課	089-912-2757

都道府県	必要資格													問い合わせ先		
	建築士				建築基準適合判定資格者	H10年建築基準法改正前の建築主事資格検定合格者	行政職員			建築物調査員(建築基準法第12条規定)	建築施工管理技士		建築に関する教職員等	左記以外	担当部課	TEL
	一級	二級	木造	左記の試験の合格者			職種問わず	建築に限る	土木に限る		一級	二級				
高知県	○	○	○	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	※5	土木部建築指導課	088-823-9891
福岡県	○	○	○	×	○	○		○							建築都市部建築指導課	092-643-3721
佐賀県	○	○	○											※6	県土整備部建築住宅課	0952-25-7165
長崎県	○	○	○	×	○	○	×	○	×	×	○	×	×		土木部建築課	095-894-3093
熊本県	○	○	○	×	×	×		○		○	○	○		※7	土木部建築住宅局建築課	096-333-2535
大分県	○	○	○	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	特になし	土木部建築住宅課	097-506-4679
宮崎県	○	○	○					○							県土整備部建築住宅課	0985-26-7195
鹿児島県	○	○	○	×	○	○	×	○	×	○	×	×	×		土木部建築課	099-286-3710
沖縄県	○	○	○		○	○		○		○					土木部建築指導課	098-866-2413

※1 地方独立法人の建築研究職で震災建築物調査等の実務経験者（5年）

※2 知事が認めた者

※3 建築構造に関して優れた知識・技能を有する者

※4 地方公共団体の職員であって、一級、二級または木造建築士試験の受験資格を有する者

※5 他都道府県で被災建築物応急危険度判定士の認定を受けた者であって、建築士または、指定の条件のいずれかに該当する者。

※6 他都道府県の被災建築物応急危険度判定士の認定又は登録を受けた者

※7 資格要件は建築士としているが、その他知事が認めた者は可としている。実情としては、行政は県の建築技術職員及び市町の建築部局職員、民間は建築士のみとしている。

※8 市町村職員であれば、職種、所属及び経験年数を問わず対象としている。（市町村職員以外の公務員は建築職限定）

判定士の皆様へ

転居などにより登録内容に変更が発生した際は、登録先へ変更届のご提出をお願いします。

問い合わせ先：
TEL
FAX

発行／全国被災建築物応急危険度判定協議会

ホームページアドレス <https://www.kenchiku-bosai.or.jp/assoc/oq-index/>

※OQ 通信のバックナンバーは協議会HP から閲覧できます。